

(内閣委員会)

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第二号) (衆議院送付) 要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

1 内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。

2 内閣総理大臣等(秘書官を除く。)の期末手当の支給割合について、年間〇・一月分引き上げる。

3 常勤の委員等に支給する日額手当について、限度額を引き上げる。

二、二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正

政府代表の俸給月額を引き上げる。

三、施行期日等

1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。ただし、一の1及び3並びに二は令和五年四月一

日から適用する。

2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。